

奈良県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、寺口土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年五月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	芦高 重義	葛城市寺口三四七―一
〃	井村 勝己	〃 四四〇―一
〃	弓場 定雄	〃 四三〇
〃	辻 喜之	〃 一二〇三
〃	粕谷 全利	〃 四三二―一
〃	米田 賢司	〃 六二三
〃	河合 良則	〃 六七四―一
〃	森川 隆男	〃 六六七
〃	米田 匡勝	〃 六一九
監事	今中 宏安	〃 三一四
〃	河合 宏文	〃 一六五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	芦高 重義	葛城市寺口三四七―一
〃	井村 勝己	〃 四四〇―一
〃	弓場 定雄	〃 四三〇
〃	辻 喜之	〃 一二〇三
〃	粕谷 全利	〃 四三二―一
〃	米田 賢司	〃 六二三
〃	河合 良則	〃 六七四―一
〃	森川 隆男	〃 六六七
〃	米田 匡勝	〃 六一九
監事	今中 宏安	〃 三一四
〃	河合 宏文	〃 一六五